審査基準（公表用）

様式第３号

所管課　　河川砂防課

法令名	河川法	法令番号	昭和３９年法律第１６７号
手続名	ダム操作規程の承認	根拠条項	第４７条第１項

審査基準	
	1.　「河川法第２章第３節第３款（ダムに関する特則）等の規定の運用について」（昭和４１年５月１７日建設省河発第１７８号建設省河川局長通達）の記４の（１）及び別添第一による。

受付機関	河川砂防課（土木事務所）	処理機関	河川砂防課	交付機関	河川砂防課（土木事務所）	標準処理期間　３０日 標準経由期間　１５日	目次No.	１３